協議第２１号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年7月３１日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

地方税の取扱いは、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	第　10　号	協定項目名	地方税の取扱い

調 整 方 針	
	1) 個人市民税については、地方税法の規定によるものとする。 なお、個人市民税均等割は、平成17年度以降年額2，500円となる。 2) 法人市民税については、八日市市、愛東町、湖東町の例によるものとする。 3) 固定資産税については、八日市市、永源寺町、愛東町の例によるものとする。 4) 軽自動車税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、永源寺町の例によるものとする。 5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。 6) 入湯税については、愛東町の例により標準税率を採用し、1人1日150円とする。 7) 都市計画税については、新市発足までに調整する。 8) 納期前納報奨金については、八日市市の例によるものとする。

税目名		八日市市	永源寺町	五個荘町	愛 東 町	湖 東 町	調整の具体的な内容
1．個人市町民税	税率	(個人) 均等割　2，000円／年･人	同左	同左	同左	同左	地方税法第310条に基づく標準税率を採用し、均等割　2，500円/年･人とする。
		所得割　標準税率採用 課税所得の段階で、 ･200万円以下の金額　3% ･200万円を越え700万円以下の金額8%(速算控除額100，000円) ･700万円を超える金額10% (速算控除額240，000円)	同左	同左	同左	同左	地方税法第314条の3に基づく標準税率を採用し現行のとおりとする。 課税所得の段階で、 ･200万円以下の金額　3% ･200万円を越え700万円以下の金額8%(速算控除額100，000円) ･700万円を超える金額10% (速算控除額240，000円)
	納期	(個人･普通徴収) 1期：　6／1～ 6／30 2期：　8／1～ 8／31 3期：10／1～10／31 4期：　1／1～ 1／31	(個人･普通徴収) 1期：　6／1～ 6／30 2期：　8／1～ 8／31 3期：10／1～10／31 4期：　1／1～ 1／31	(個人･普通徴収) 1期：　6／1～ 6／30 2期：　7／1～ 7／31 3期：　8／1～ 8／31 4期：　9／1～ 9／30 5期：10／1～10／31 6期：11／1～11／30 7期：12／1～12／31 8期：　1／1～ 1／31 9期：　2／1～ 2／28 10期：　3／1～ 3／31	(個人･普通徴収) 1期：　6／1～同月末日 2期：　8／1～同月末日 3期：10／1～同月末日 4期：　1／1～同月末日	(個人･普通徴収) 1期：　7／1～同月末日 2期：　9／1～同月末日 3期：11／1～同月末日 4期：　1／1～同月末日	地方税法第320条に基づき八日市市、永源寺町、愛東町の例により下記のとおりとする。 (個人･普通徴収) 1期：　6／1～6／30 2期：　8／1～8／31 3期：10／1～10／31 4期：　1／1～1／31
		(個人･特別徴収) 月割り額を翌月の10日まで 特例事業所 6月～11月分　12月10日 12月～5月分　6月10日	同左	同左	同左	同左	地方税法第321条の5に基づき、現行のとおりとする。 納期　月割り額を翌月の10日まで 特例事業所 6月～11月分　12月10日 12月～5月分　6月10日
	納期前納報奨金	率　100分の0．2 上限　各期に係る税額が50万円を限度とする。 (報奨金　10，000円) 平成14年度実績 全体金額　867,008円 件　数　970件 1件あたり平均　893円	率　100分の0．3 上限　報奨金　20，000円 平成14年度実績 全体金額　75,600円 件　数　114件 1件あたり平均　663円	率　100分の0．5 上限　報奨金　70，000円 平成14年度実績 全体金額　850,300円 件　数　158件 1件あたり平均　5,381円	率　100分の0．4 上限　報奨金　100，000円 平成14年度実績 全体金額　369,600円 件　数　218件 1件あたり平均　1,695円	率　100分の0．5 上限　報奨金　100，000円 平成14年度実績 全体金額　340,850円 件　数　170件 1件あたり平均　2,005円	地方税法第321条に基づき、八日市市の例により下記のとおりとする。 率　100分の0．2 上限　各期に係る税額が50万円を限度とする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	第 10 号	協定項目名	地方税の取扱い

1 市 4 町 の 現 況							調整の具体的な内容
税目名		八日市市	永源寺町	五個荘町	愛 東 町	湖 東 町	
2. 法人市町民税	税率	均等割 標準税率を採用 1号法人:3,000,000円 2号法人:1,750,000円 3号法人: 410,000円 4号法人: 400,000円 5号法人: 160,000円 6号法人: 150,000円 7号法人: 130,000円 8号法人: 120,000円 9号法人: 50,000円 法人税割 14.70% 資本等の金額が1億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社 13.70% 上記以外の法人	均等割 制限税率を採用 1号法人:3,600,000円 2号法人:2,100,000円 3号法人: 492,000円 4号法人: 480,000円 5号法人: 192,000円 6号法人: 180,000円 7号法人: 156,000円 8号法人: 144,000円 9号法人: 60,000円 法人税割 13.70%	均等割 制限税率を採用 1号法人:3,600,000円 2号法人:2,100,000円 3号法人: 492,000円 4号法人: 480,000円 5号法人: 192,000円 6号法人: 180,000円 7号法人: 156,000円 8号法人: 144,000円 9号法人: 60,000円 ･法人税割 14.70%	均等割 標準税率を採用 1号法人:3,000,000円 2号法人:1,750,000円 3号法人: 410,000円 4号法人: 400,000円 5号法人: 160,000円 6号法人: 150,000円 7号法人: 130,000円 8号法人: 120,000円 9号法人: 50,000円 法人税割 13.00%	均等割 標準税率を採用 1号法人:3,000,000円 2号法人:1,750,000円 3号法人: 410,000円 4号法人: 400,000円 5号法人: 160,000円 6号法人: 150,000円 7号法人: 130,000円 8号法人: 120,000円 9号法人: 50,000円 法人税割 14.50%	地方税法第312条に基づく標準税率を採用し、八日市市、愛東町、湖東町の例により下記のとおりとする。 1号法人:3,000,000円 2号法人:1,750,000円 3号法人: 410,000円 4号法人: 400,000円 5号法人: 160,000円 6号法人: 150,000円 7号法人: 130,000円 8号法人: 120,000円 9号法人: 50,000円 地方税法第314条の6に基づき、八日市市の例により下記のとおりとする。 14.70% 資本等の金額が1億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社 13.70% 上記以外の法人
	納期	事業決算後2ヶ月以内･延長1ヶ月	同左	同左	同左	同左	地方税法第321条の8に基づき、現行のとおりとする。 事業決算後2ヶ月以内(延長1ヶ月)
3.固定資産税	税率	税率 1.4%(標準税率)	同左	同左	同左	同左	地方税法第350条に基づく標準税率を採用し、現行のとおりとする。 1.4%(標準税率)
	納期	1期 : 5／1～ 5／31 2期 : 7／1～ 7／31 3期 : 12／1～12／25 4期 : 2／1～2月末日	1期 : 5／1～ 5／31 2期 : 7／1～ 7／31 3期 : 12／1～12／25 4期 : 2／1～2月末日	1期 : 6／1～ 6／30 2期 : 7／1～ 7／31 3期 : 8／1～ 8／31 4期 : 9／1～ 9／30 5期 : 10／1～10／31 6期 : 11／1～11／30 7期 : 12／1～12／31 8期 : 1／1～ 1／31 9期 : 2／1～ 2／28 10期 : 3／1～ 3／31	1期 : 5／1～5／31 2期 : 7／1～7／31 3期 : 12／1～同月末日 4期 : 2／1～2月末日	1期 : 5／1～ 5／31 2期 : 6／1～ 6／30 3期 : 8／1～ 8／31 4期 : 10／1～10／31	地方税法第362条に基づき、八日市市、永源寺町､愛東町の例により下記のとおりとする。 1期 : 5／1～ 5／31 2期 : 7／1～ 7／31 3期 : 12／1～12／25 4期 : 2／1～2月末日
	納期前納報奨金	率 100分の0.2 上限 各期に係る税額が50万円を限度とする。 (報奨金 15,000円) ただし、上限額については都市計画税と合算した額とする。 平成14年度実績 全体金額 6,596,542円 件 数 4,976件 1件あたり平均 1,325円	率 100分の0.3 上限 報奨金 20,000円 平成14年度実績 全体金額 857,850円 件 数 682件 1件あたり平均 1,257円	率 100分の0.5 上限 報奨金 70,000円 平成14年度実績 全体金額 6,210,000円 件 数 1,281件 1件あたり平均 4,847円	率 100分の0.4 上限 報奨金 100,000円 平成14年度実績 全体金額 2,969,760円 件 数 796件 1件あたり平均 3,730円	率 100分の0.5 上限 報奨金 100,000円 ただし、法人については納期前納報奨金の対象としない。 平成14年度実績 全体金額 465,990円 件 数 682件 1件あたり平均 683円	地方税法第365条に基づき、八日市市の例により下記のとおりとする。 率 100分の0.2 上限 各期に係る税額が50万円を限度とする。 ただし、上限額については都市計画税と合算した額とする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	第 10 号	協定項目名	地方税の取扱い

1 市 4 町 の 現 況							調整の具体的な内容
税目名		八日市市	永源寺町	五個荘町	愛 東 町	湖 東 町	
4．軽自動車税	税率	･原動機付自転車 0.05l以下 1,000円 0.05～0.09 1,200円 0.09l以上 1,600円 三輪以上 2,500円 ･軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 乗用 営業用 5,500円 四輪 乗用 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 貨物用 自家用 4,000円 専ら雪上を走行するもの 2,400円 ･小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車の種類 農耕作業用 トラクター、乗用コンバイン等 その他 フォークリフト、小型除雪車	同左	同左	同左	同左	地方税法第444条に基づき、現行のとおりとする。 ･原動機付自転車 0.05l以下 1,000円 0.05～0.09 1,200円 0.09l以上 1,600円 三輪以上 2,500円 ･軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 乗用 営業用 5,500円 四輪 乗用 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 貨物用 自家用 4,000円 専ら雪上を走行するもの 2,400円 ･小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車の種類 農耕作業用 トラクター、乗用コンバイン等 その他 フォークリフト、小型除雪車
	納期	1期 ： 5／11～5／31	1期 ： 5／1～5／31	1期 ： 6／1～6／30	1期 ： 4／11～4／30	1期 ： 4／11～4／30	地方税法第445条に基づき、永源寺町の例により下記のとおりとする。 1期 ： 5／1～5／31
5．市町たばこ税	税率	製造たばこ 1，000本 2，977円 旧3級品 1，412円	同左	同左	同左	同左	地方税法第468条及び附則第30条の2に基づき、現行のとおりとする。 製造たばこ 1，000本 2，977円 旧3級品 1，412円
	納期	当月の販売分につき、翌月の末日まで	同左	同左	同左	同左	地方税法第473条に基づき、現行のとおりとする。 当月の販売分につき、翌月の末日まで

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	第 10 号	協定項目名	地方税の取扱い

1 市 4 町 の 現 況							調整の具体的な内容
税目名		八日市市	永源寺町	五個荘町	愛 東 町	湖 東 町	
6．入湯税	税率	該当なし	該当なし	該当なし	税率 1人1日 150円	該当なし	地方税法第701条の2に基づく標準税率を採用し、愛東町の例により下記のとおりとする。 1人1日 150円
	課税免除	該当なし	該当なし	該当なし	課税免除 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 ⑴ 年齢12歳未満の者 ⑵ 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者 ⑶ 学校教育の一環として行われる行事に参加する場合において入湯するもの	該当なし	課税免除 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 ⑴ 年齢12歳未満の者 ⑵ 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者 ⑶ 学校教育の一環として行われる行事に参加する場合において入湯するもの
7．都市計画税	税率	100分の0．2 都市計画税合計課税標準額	該当なし	課税なし	該当なし	該当なし	都市計画税については、新市発足までに調整する。
	納期	1期： 5／1～ 5／31 2期： 7／1～ 7／31 3期：12／1～12／25 4期： 2／1～2月末日	該当なし	課税なし	該当なし	該当なし	
	納期前納報奨金	率 100分の0．2 上限 各期に係る税額が50万円を限度とする。 (報奨金 15，000円) ただし、上限額については固定資産税と合算した額とする。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

資　料　1

協　議　事　項	地方税の取扱い	協定項目No.	10

関　係　法　令　等

《参考》

「地方税法」(個人の均等割の税率)
第310条
　第２９４条第１項第１号又は第２号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市町村	税率
(１)　人口５０万以上の市	年額　３，０００円
(２)　人口５万以上５０万未満の市	年額　２，５００円
(３)　(１)及び(２)の市以外の市並びに町村	年額　２，０００円

「地方税法」(法人税割の税率)
第314条の6
　法人税割の標準税率は、百分の１２．３とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、百分の１４．７を超えることができない。

「特別徴収」
　給与所得者の住民税は、給与の支払者が市町村からの通知に基づいて毎月の給与から天引きして市町村に納めます。税額の通知書は、給与支払者に送付されます。

「普通徴収」
　特別徴収以外の人は、市町村からの納税通知書に基づいて、各市町村の条例に定められた納期に分けて納めます。なお、市町村により納期が異なる場合もあります。

資　料　2

協　議　事　項	地方税の取扱い	協定項目No.	10

先　進　地　事　例

新市名等	合併の方式	関係市町	調　整　方　針
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	4町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 (2) 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。 (3) 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納附報奨金については、次のとおり取り扱う。 ア　率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 イ　月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
西東京市	新設	田無市 保谷市	2市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 ①　法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である100分の14．7を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。 ア　資本金等が1億円以下の法人等　100分の12．3 イ　資本金等が1億円を超え10億円以下の法人等　100分の13．5 ②　都市計画税の税率は、100分の0．24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。 ③　固定資産税･都市計画税･軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。
さいたま市	新設	浦和市 与野市 大宮市	(1)　個人市民税については、現行のとおりとする。 ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3，000円となる。 (2)　法人市民税については、現行のとおりとする。 (3)　固定資産税については、現行のとおりとする。 ただし、平成14年度以降の納期については、5･7･12･2月で調整を図る。 (4)　軽自動車税については、現行のとおりとする。 (5)　市たばこ税については、現行のとおりとする。 (6)　特別土地保有税については、現行のとおりとする。 (7)　事業所税については、現行のとおりとする。 ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。 (8)　都市計画税については、現行のとおりとする。 ただし、後納については、固定資産税と同様とする。 (9)　減免については，それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	1)　個人町民税については、現行どおりとします。 ただし、地方税法の規定により、個人市民税均等割は、平成17年度以降年額2，500円となります。 2)　法人町民税の均等割、固定資産税、町たばこ税、特別土地保有税、鉱山税については、現行どおりとします。 3)　法人町民税の法人税割は、水口町、甲賀町、信楽町の例によるものとします。 4)　軽自動車税については、甲賀町、甲南町、信楽町の例によるものとします。 5)　入湯税については、信楽町の例によるものとします。 6)　個人町民税、固定資産税の納期については、現行どおりとします。 軽自動車税の納期については、水口町、甲賀町、信楽町の例によるものとします。